

○島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

平成18年12月8日

島根県公安委員会規則第15号

改正 平成19年9月28日公委規則第20号

平成19年12月18日公委規則第25号

平成20年9月30日公委規則第13号

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則をここに公布する。

島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島根県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（平成18年島根県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針を定める店舗等)

第2条 条例第22条第1項の公安委員会規則で定める銀行その他の金融機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 銀行法（昭和56年法律第59号）にいう銀行
- (2) 信用金庫法（昭和26年法律第238号）にいう信用金庫
- (3) 労働金庫法（昭和28年法律第227号）にいう労働金庫
- (4) 株式会社商工組合中央金庫法（平成19年法律第74号）にいう商工組合中央金庫
- (5) 農林中央金庫法（昭和13年法律第93号）にいう農林中央金庫
- (6) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）にいう信用協同組合
- (7) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）にいう農業協同組合
- (8) 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）にいう漁業協同組合
- (9) 貸金業法（昭和58年法律第32号）にいう貸金業者

2 条例第22条第1項の公安委員会規則で定める深夜において営業する施設は、次に掲げるものとする。

- (1) スーパーマーケット（衣食住に関する各種の商品を販売するセルフサービス店（売場面積の50パーセント以上についてセルフサービス方式を採用している店舗をいう。以下同じ。）で、その売場面積が250平方メートル以上のものをいう。）
- (2) コンビニエンスストア（飲食物品を中心に販売し、かつ、営業時間が1日14時間以上であるセルフサービス店で、その売場面積が30平方メートル以上250平方メートル未満のものをいう。）

- (3) ガソリンスタンド（計量器付の給油ポンプを備え、主として自動車その他の燃料用ガソリン、軽油及び液化石油ガスを小売するものをいう。）
- (4) 書店（書籍及び雑誌を小売するものをいう。）
- (5) CD・ビデオ販売店（コンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を小売するものをいう。）
- (6) CD・ビデオレンタル店（コンパクトディスク、ビデオテープ等の音楽・映像記録物を賃貸するものをいう。）
- (7) 複合カフェ（設備を設けて客に書籍、雑誌の閲覧及び鑑覧又は電気通信設備によるインターネットを利用させるものをいう。）

3 条例第22条第1項の公安委員会規則で定める大規模小売店舗は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）にいう店舗をいう。

（平19公委規則20・平19公委規則25・平20公委規則13・一部改正）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年公委規則第20号）

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成19年公委規則第25号）

この規則は、平成19年12月19日から施行する。

附 則（平成20年公委規則第13号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。